

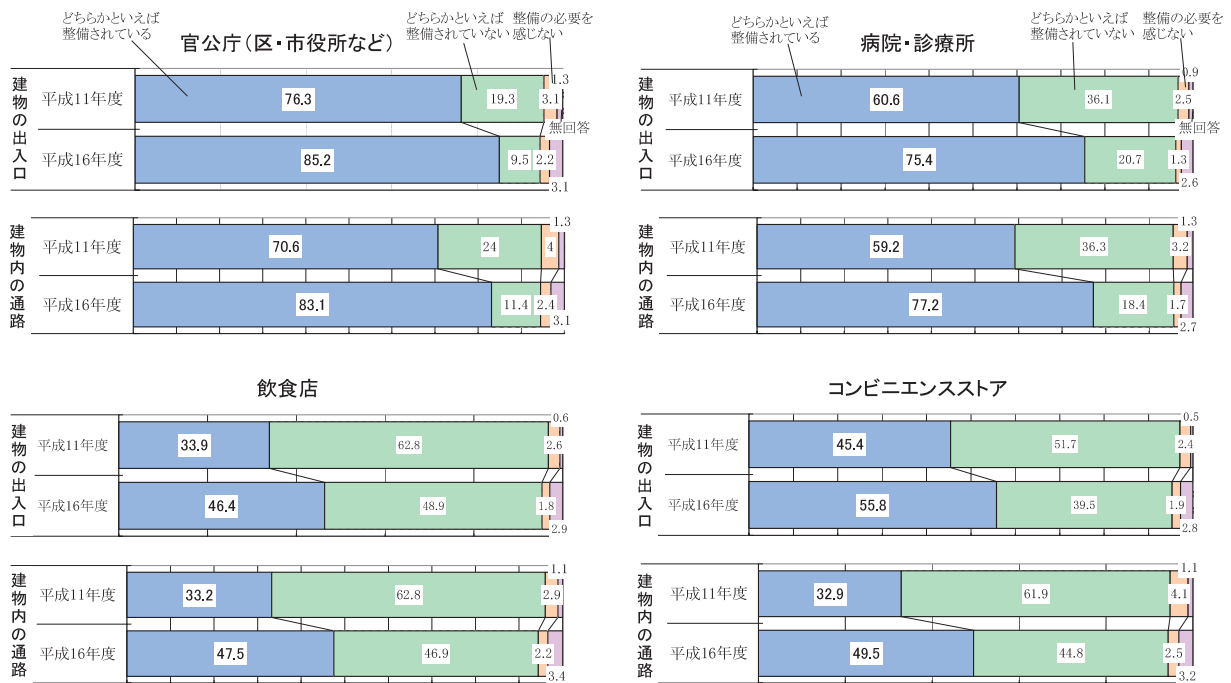
第3節 福祉のまちづくりの推進

高齢者が、身体機能が低下しても安心して外出できるためには、段差などの移動の際のバリア（障壁）が取り除かれているとともに、安心して利用できる移動手段が確保されていることが必要です。

都は、「福祉のまちづくり条例」や「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（ハートビル条例）の施行を通じて、地域が取り組む福祉のまちづくりに対する支援や、病院・診療所、飲食店などの多くの人が利用する建築物におけるバリアフリー化の推進を図ります。また、コミュニティバスの運行への支援、福祉有償運送の普及促進、都内の鉄道駅へのエレベーター設置、乗り降りしやすいバスやタクシーの整備などの公共交通機関の利便性の向上に向けた取組を進めていきます。

さらに、これらのバリアフリー化の取組を進展させるため、ユニバーサルデザイン<sup>注</sup>の普及を進めていきます。

<公共的建築物のバリアフリー化の状況に関する都民の意識>



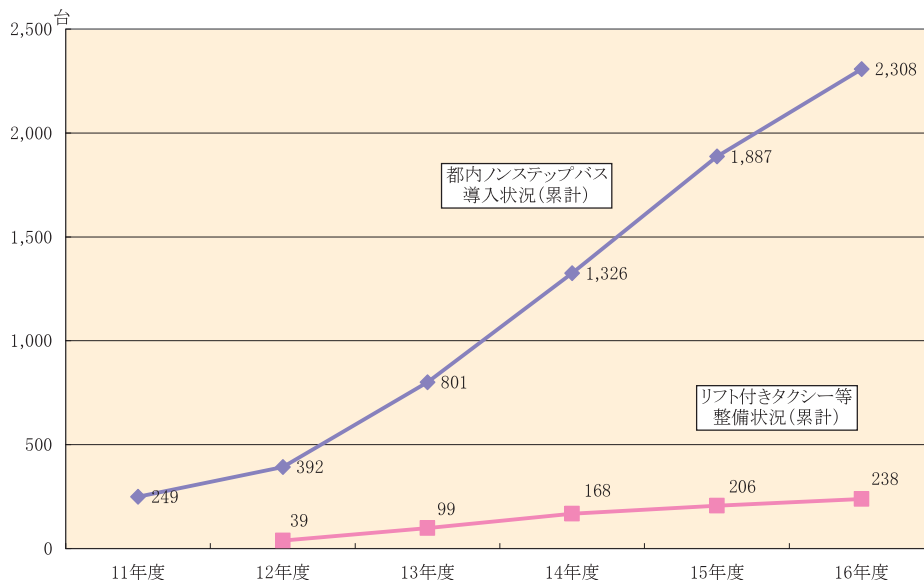
資料：東京都福祉保健局「福祉のまちづくりに関する都民の意識」（平成16年度東京都社会福祉基礎調査報告書）に基づいて作成

(注)「ユニバーサルデザイン」

はじめからできるだけ多くの人利用可能なように、利用者本位、人間本位の考えに立ってデザインすること。

### ＜ノンステップバス・リフト付きタクシー等の整備状況＞

都内のノンステップバスやリフト付きタクシーなどは、年々導入が進んでいます。



資料：東京都福祉保健局調べ

### ＜建物等における都独自のユニバーサルデザインの5つの視点＞

公平（だれもが同じように）	だれもが同じように施設や設備を利用できる
簡単（容易に）	利用者の知識や能力、状況に関係なく、容易に施設や設備を利用できる
安全（危険なく）	特別な注意を払わなくても、危険なく施設や設備を利用できる
機能（使い勝手よく）	使い勝手よく施設や設備を利用できる
快適（気持ちよく）	気持ちよく施設や設備を利用できる

資料：東京都福祉保健局「ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりの推進に向けて～ユニバーサルデザインの提案～」(東京都福祉のまちづくり推進協議会) (平成17年8月)

**【主な施策】****● 福祉のまちづくりの普及・推進〔福祉保健局〕**

高齢者をはじめ誰もが自由に行動し、社会参加のできる「やさしいまち東京」を実現するため、各種協議会の運営やパンフレットの作成、バリアフリーに関する情報提供などを行います。

**● ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業〔福祉保健局〕**

ユニバーサルデザインのまちを都内全域に波及させていくため、駅周辺や商店街等のモデル地区において、ユニバーサルデザインの視点に立った先駆的な福祉のまちづくりに取り組む区市町村を支援します。

**● 人にやさしいまちづくり事業〔都市整備局〕**

高齢者等の社会参加を促進するため、区市町村が策定する「人にやさしいまちづくり整備計画」に基づく建築物や、ハートビル法の認定を受けた建築物において、動く通路、エレベーターなどの高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための設備及びこれと一体的に整備される広場、ホール、トイレなどの公衆のために公開された空間の整備を推進します。

**● 市街地再開発事業等における福祉のまちづくりの推進〔都市整備局〕**

誰もが住みやすいまちづくりを実現するため、道路・公園などの広範囲にわたる公共施設の整備と、福祉施設等の公益施設の整備を併せて行います。

**● 交通バリアフリー法に基づく区市町村の基本構想作成に関わる支援業務〔都市整備局〕**

旅客施設及び周辺地区のバリアフリー化を進めるため、交通バリアフリー法に基づく区市町村の基本構想作成に対する技術的支援等を行います。

**● コミュニティバスの導入〔福祉改革推進事業〕〔福祉保健局〕**

区市町村が交通空白地域にコミュニティバスを導入する場合に、調査・検討経費、車両購入費、当初3年間の運行導入費を支援します。

**● だれにも乗り降りしやすいバス整備事業〔福祉保健局〕**

高齢者等をはじめ、だれでも乗り降りしやすいノンステップバスの整備を進めるため、民間バス事業者が行う車両の購入を支援します。

**● だれにも乗り降りしやすいタクシー整備事業〔福祉保健局〕**

高齢者等をはじめ、だれでも乗り降りしやすい回転シート付きタクシーの整備を進めるため、民間タクシー事業者が行う車両の購入を支援します。

**● 鉄道駅エレベーター等整備事業〔福祉保健局〕**

公共交通機関における円滑な移動を図るため、鉄道駅におけるエレベーター等の整備を支援します。

